

令和2年

5・6月

合併号

Monthly Report



神埼そうめん

今から390年ほど前、病に倒れた雲水が神埼宿の住民が厚く看病してくれたお礼に、素麺の製法を伝えたことに始まるといわれています。以来神埼では、脊振(せぶり)山系の良質の水と佐賀平野が生んだ小麦、恵まれた気候風土を活かし、製麺業が盛んになります。そのコシの強さ、喉ごしの良さはいまや神埼ブランドとして全国に知られ、夏は冷やしそうめん、冬はにゅうめんと年間を通じて楽しめます。

●お問い合わせ/神埼そうめん協同組合 TEL.0952-52-1239 神埼市役所 商工観光課 TEL.0952-37-0107

CONTENTS

- SGTピックス
 - ・佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金の改正について
 - ・佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金による借換について
 - ・保証対象業種の拡大について
 - ・経営安定関連保証(セーフティネット保証)4号と5号について
 - ・危機関連保証について
- 保証動向
 - 金融機関別保証承諾額上位店舗
 - 金融機関別保証状況
 - 業種別保証状況
 - 制度別保証状況
 - 市町別保証状況

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金の改正について

7月1日から佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金(以下、「本資金」という。)の融資限度額が4,000万円に増額されました。

本資金は、国や県から保証料補助及び当初3年間の利子補給を受けることができますが、条件変更による追加保証料は事業者負担となります。

なお、年末までに保証協会が本資金の申込みを受付し、令和3年1月29日までに融資実行されものが適用となります。

制 度 名	佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金
対 象 者	中小企業・個人事業主
対 象 資 金	経営の安定に必要な資金
融 資 限 度 額	4,000万円(運転資金・設備資金)
利 率	1.3%(当初3年間の利子を全額補給)
保 証 料	1.05%以内(原則、保証料免除) ただし、条件変更によって生じる追加保証料は事業者負担
融 資 期 間	10年以内(据置5年以内)
要 件 等	本資金の利用にあたっては、次のいずれかの市町の認定が必要 ・セーフティネット4号・5号 ・危機関連
略 称	コロナ対応資金

《お問い合わせ先》

佐賀県信用保証協会	業務統括部	
	保証一課	TEL 0952-24-4342
	保証二課	TEL 0952-24-4343
	経営支援課	TEL 0952-24-4350

